

マージン率などの情報について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(平成 24 年法律第 27 号)に基づき下記の情報を提供します。

- ① 令和 6 年 6 月 1 日現在 派遣労働者数 4 人
- ② 令和 6 年 6 月 1 日現在 派遣先事業所数(実数) 2 事業所
- ③ 令和 5 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 28,667 円(8 時間 全業務平均)
- ④ 令和 5 年度 労働者派遣の賃金の額の平均額 19,061 円(8 時間 全業務平均)
- ⑤ 令和 5 年度 マージン率平均 33.5%

(注) 計算式 $\frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 = \text{⑤} 33.50\cdots \Rightarrow 33.5$

マージン率に含めているもの 社会保険料(健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険)、
福利厚生費(有休休暇健康診断等)、教育訓練費、会社運営費

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

※その他別紙「芝通アドバンス株式会社派遣社員向けキャリア形成支援メニュー一覧」参照

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
情報セキュリティ研修	雇入時・派遣中・待機中	OFF-JT	無償	有給
階層別研修	派遣中・待機中	OFF-JT	無償	有給
技術研修	派遣中・待機中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 管理グループ;森塚 電話番号;025-246-4440

⑦ 労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

労使協定の締結の有無	有
労使協定の有効期間	2023 年 4 月 1 日~2025 年 3 月 31 日
労使協定の対象となる労使者の範囲	派遣先で派遣社員として従事する自社の正社員

芝通アドバンス株式会社

派 15-300165